

# 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業 川本町宿泊業立地可能性調査業務 企画提案説明書

## 1. 目的

川本町は、島根県の中央部に位置し、古くから「石見銀山」の玄関口の宿場町として栄え、多くの交流により発展してきた。しかしながら、社会情勢の変化や官公署の統廃合等の影響もあり、民間事業者の営業所等の撤退などによる地域経済の衰退や若年層の流出や高齢化による人口減少に歯止めがかからない。

一方で、近年、「交流のまちのDNA」は島根中央高校に引き継がれ、県外からの「しまね留学<sup>(※1)</sup>」は毎年50名の規模に発展し、多様な価値観を持った学生同士の学び合う環境を整えながら、カヌー部、吹奏楽部、男子・女子硬式野球部など部活動も盛んに行われている。

また、新たな人流の創出を図るため、本町の特徴的なコンテンツである女子野球と地域おこし協力隊制度等を活用し、本町の人口構成上少ない若年女性層を中心に、滞在人口を呼び込む「女子野球で繋がるプロジェクト」を開始し、その核となる女子硬式野球クラブチーム「島根フィルティーズ」を本年度4月に発足し、今後の活動に町内外からの期待が高まっている。その他、県事業「いわみ留学<sup>(※2)</sup>」を活用し、県外大学生が長期間本町に滞在し、地域とのつながりをつくり交流を深める活動も盛んに行われている。

このように、今後、新たな人の往来や宿泊需要の増加が見込まれる中、町内における宿泊施設は事業者の高齢化等により減少し、現在は、かわもと音戯館、笹遊里の2施設のみである。そのため、以前より町外からの来訪や帰省などに支障があり、「宿泊施設が少なく大変不便」との声があがるなど長年の課題であるほか、宿泊に伴う飲食業等への波及効果も限定的となっている。

そのため、交流・滞在人口の拡大に伴い、人の往来の受け皿となる宿泊環境の確保に向け、民間投資を促すための一手法として、宿泊に関するニーズ調査、既存施設の現状把握等の調査検証を行い、調査結果に基づく宿泊環境確保に向けた可能性を検討する。なお、事業は外部委託により実施する。

### ※1 「しまね留学」とは

県外に住んでいる生徒が島根県の高校へ進学・留学し、島根県で充実した高校生活を送るよう、全国から意思ある「しまね留学生」を積極的に募集し、現在、島根県では16の県立高校で実施している。

### ※2 「いわみ留学」とは

都市部等で暮らしている若者が、一定期間石見(いわみ)地域で「一人の地域住民」としての暮らしを体験してもらう事業である。留学生と地域住民との接点を作るため、「仕事の時間」「地域の時間」を設け、「自分なりのライフキャリア」を見つけるきっかけにしている。

## 2. 業務名

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）事業  
川本町宿泊業立地可能性調査業務

### 3. 業務期間

契約締結日～令和8年2月27日

### 4. 業務場所

島根県川本町

### 5. 業務内容

#### (1) 年間を通した宿泊需要の「見える化」

##### ① ビジネス需要調査の実施

(商工会と連携し、会員企業アンケートを通じてビジネス目途の宿泊需要を把握)

##### ② 観光需要調査の実施

(観光協会や(一社)かわもと暮らしと連携し、各種イベントの来訪者数から宿泊需要を推計)

##### ③ 帰省者需要調査の実施

(関係各所への聞き取りから宿泊需要を推計)

##### ④ 島根中央高校に関する需要調査の実施

(学校関係者からの聞き取りにより、宿泊需要を把握)

##### ⑤ 島根フィルティーズの活動に伴う需要調査の実施

((一社)かわもと暮らしより年間計画から宿泊需要を把握)

##### ⑥ 既存宿泊施設の実態調査の実施

(稼働状況(宿泊数や属性)や満室時の取りこぼし需要の把握)

#### (2) 新たな宿泊業立地の可能性分析等

##### ① 川本町に適した宿泊施設の運営形態の検討・経済波及効果の分析

(町外事例等の調査・分析、宿泊業立地に伴い地域に与える経済波及効果分析)

##### ② 宿泊業の開業に向けた可能性のある運営形態等の提案

(運営形態の提案に対する事業検討者の見込)

##### ③ 宿泊業立地に対する支援施策の提案

(上記各種調査や関係者からの聞き取り等により支援策を提案)

#### (3) その他

※事業実施にあたっては、適宜、町産業振興課と協議を行うこととする。

### 6. 応募資格

(1) 複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単独の法人であること

(2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2

年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと
- ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税等の滞納がないこと
- ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと
- ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複して参加していないこと。

## 7. 募集に関するスケジュール等

業務の委託にあたり、企画提案者からの企画提案書の提出を要請し、審査の結果を通知する。

### (1) 募集期間

令和7年4月21日（月）～令和7年5月16日（金） 17:00 必着

※企画提案説明書等は、川本町のホームページで閲覧及びダウンロードできるほか、以下の問い合わせ先で配布する。

### (2) 質疑の受付期間

質疑がある場合は、必ず質問書（様式7）にて、5月9日（金）正午までに持参又はFAX、メールにより提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日は除く）とする。

FAX:0855-72-0636 E-mail: syoukou@town.shimane-kawamoto.lg.jp

### (3) 質疑の回答予定日及び回答方法

回答は川本町ホームページにて随時回答する。

### (4) 企画提案書の募集期間

令和7年4月21日（月）～令和7年5月16日（金）

### (5) 企画提案プレゼンテーション

令和7年5月下旬（5/26-30 予定） ※日時時間は応募者に追って連絡します。

### (6) 委託予定事業者の決定

令和7年5月下旬（5/31 予定）

## 【提出先及び問い合わせ先】

川本町役場産業振興課 商工観光係

〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3

TEL:0855-72-0636 FAX:0855-72-1136

## 8. 企画提案書の作成、提出方法

### (1) 作成方法

- ① 企画提案書（様式3）により作成する
- ② 用紙の大きさはA4版縦、横書き、左綴じを原則とする。

（図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする）

※企画提案書様式3の内容を必須とし、イの原則に基づけば様式は自由とする。

### (2) 提出方法

- ① 計6部提出すること
- ② 令和7年5月16日（金）17時までに持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前8時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）とする。

### (3) その他の書類

- ① 見積書（様式4）を1部提出すること。
- ② 類似事業に係る実績の有無が分かる書類を提出すること。

### (4) 企画提案等に係る留意事項

- ① 企画提案書類が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合があるので注意すること。
  - ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
  - イ) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
  - ウ) 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの
  - エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ) 虚偽の内容が記載されているもの
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え、及び再提出は認められないので留意すること。
- ③ 企画提案の採否は、文書で通知する。
- ④ 採用した提案は、町により内容の一部を変更する場合がある。
- ⑤ 本説明書に基づき提出された書類は返還しない。

## 9. 審査方法等

### (1) 審査方法

審査会において、主に次項の評価基準に基づいて審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案をした者を本業務の受託者として選定する。

### (2) 審査内容

- ① 業務目的及び内容の理解度  
本業務の目的、内容を十分に理解した提案内容であるか。
- ② 実施体制、スケジュール  
委託業務を円滑且つ安定的に遂行できる体制であるか。業務のスケジュールは適切か。
- ③ 企画内容

提案内容が本町の目的を達成するために効率且つ適切な内容となっているか。

④ 見積り金額

費用対効果の観点から適正な見積り額となっているか。

積算根拠や経費が明確且つ妥当となっているか。

(3) 応募者への採否通知

令和7年5月下旬に提案者全員に郵送する。

## 10. 契約内容等

(1) 委託期間は、契約締結日～令和8年2月27日（金）までとする。

(2) 委託料上限額は3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(3) 受託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成する。

(4) 原則として契約金額は契約期間終了後、業務完了検査を経た後に受託者からの請求により支払う。ただし、契約金額が500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合は、受託者は事前協議のうえ契約金額の3/10以内の範囲で前払金を請求することができる。

(5) 業務の全部、又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。